

国立大学法人東京農工大学物品管理規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学物品管理規程を次のとおり改正する。

現行	改正	改正理由
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条―第9条)</p> <p>第2章 取得(第10条―第13条)</p> <p>第3章 供用(第14条―第16条の2)</p> <p>第4章 処分(第17条―第24条)</p> <p>第5章 雑則(第25条―第30条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p>第4章 処分</p> <p>(重要な財産の処分)</p> <p>第24条 財産管理役は、国立大学法人法施行規則(平成15年文部科学省令第57号)第13条に規定する重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、学長の承認を得たうえで、契約担当役等に必要な措置を請求するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条―第9条)</p> <p>第2章 取得(第10条―第13条)</p> <p>第3章 供用(第14条―第16条の2)</p> <p>第4章 処分(第17条―第24条)</p> <p>第5章 雑則(第25条―第30条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p>第4章 処分</p> <p>(重要な財産の処分)</p> <p>第24条 財産管理役は、国立大学法人法施行規則(平成15年文部科学省令第57号)第17条に規定する重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、学長の承認を得たうえで、契約担当役等に必要な措置を請求するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	

附 則 (規程第40号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。